在宅ケアステーションえん指定(介護予防)訪問看護事業運営規定護

(事業の目的)

第１条　合同会社ほのか (以下「本事業者」という。) が設置する在宅ケアステーションえん (以下「本事業所」という)において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　本事業所が実施する事業は、利用者が要支援又は要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3　利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

5　指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6　前 5 項のほか､｢指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第３条　事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　在宅ケアステーションえん

(2) 所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第４条　本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師 1 名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示書及び介護予防サービス計画又は居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師：常勤換算 2.5 名以上(うち 1 名は常勤職員)

看護師は主治医の指示書と「ケアプラン」に沿って指定（介護予防）訪問看護計画書を作成し、それに基づき指定(介護予防)訪問看護を実施する。

(3) 理学療法士等：適当数配置

(4) 事務職員：必要に応じて適当数配置

(営業日および営業時間)

第５条　事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間・サービス提供時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定（介護予防）訪問看護の内容)

第６条　本事業所で行う指定（介護予防）訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1)（介護予防）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明し、提供するものとする。

(2)（介護予防）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

(3)（介護予防）訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報提供

(利用料等)

第７章　指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

2　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は別途1000円とする。

3　前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

4　指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第８条　通常の指定（介護予防）訪問看護の実施地域は杵藤地区広域市町村圏(白石町、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、太良町)~~もしくは、本事業所より20km圏内を区域~~とする。

(緊急時等における対応方法)

第９条　指定（介護予防）訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第１０条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第１１条　指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2　本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、介護保険法の規定により県又は市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第１２条　本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後6カ月以内

(2) 継続研修　：年6回

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4　本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。

5　本事業所は、(介護予防）訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

6　この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第１３条　事業所は虐待の発生、またはその再発を予防するため、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共にその結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は令和８年４月１日から施行する。